第9回

定時株主総会招集ご通知

開催日時　2024年12月19日（木曜日）
午前10時

開催場所　東京都港区芝大門一丁目13番９号
UD芝大門ビル
ビジョンセンターグランデ東京
浜松町　12階1201ルーム

決議事項

第１号議案　取締役６名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件

Inbound Platform

株式会社インバウンドプラットフォーム

証券コード：5587

証券コード5587
2024年12月４日

株　主　各　位

東京都港区新橋六丁目14番5号 SW新橋ビル４階
株式会社インバウンドプラットフォーム
代表取締役社長　**王　　伸**

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第９回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】
https://www.inbound-platform.com/ir/meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年12月18日（水曜日）午後７時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　時　2024年12月19日（木曜日）午前10時（受付開始　午前9時30分）

2．場　　所　東京都港区芝大門一丁目13番９号　UD芝大門ビル
ビジョンセンターグランデ東京浜松町　12階　1201ルーム

3．目的事項

報告事項　第９期（2023年10月１日から2024年９月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役６名選任の件

第２号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時　2024年12月19日（木曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限　2024年12月18日（水曜日）午後７時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限　2024年12月18日（水曜日）午後７時必着

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使期限　2024年12月18日（水曜日）午後７時まで

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

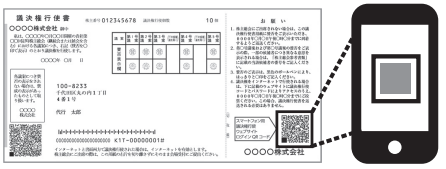

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

ご注意事項

① 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

② インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

④ インターネットのご利用環境、ご加入サービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031　午前９時～午後９時

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

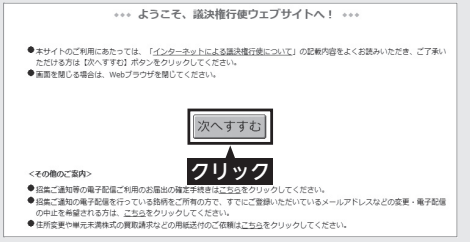

「次へすすむ」をクリック

2. ログインする

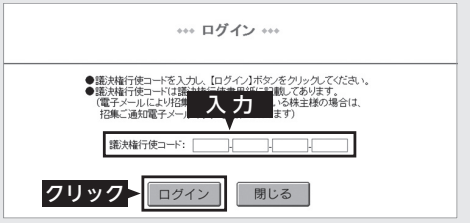

お手元の議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力し、**「ログイン」**をクリック

3. パスワードの入力

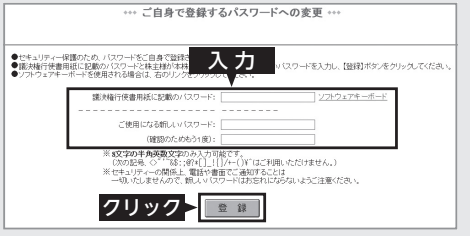

お手元の議決権行使書用紙に記載された**「パスワード」**を入力し、**「次へ」**をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数（株）	新株予約権数（株）
1	再任 王（おう）　伸（しん） （1987年４月11日生）	2010年４月　税理士法人トーマツ移転価格戦略コンサルティング入社 2013年９月　KPMG税理士法人国際事業アドバイザリー入社 2014年11月　㈱エボラブルアジア（現㈱エアトリ以下同様。）経営企画室室長就任 2015年４月　㈱エボラブルアジア執行役員就任 2016年８月　当社取締役就任 2016年12月　㈱エボラブルアジア取締役COO就任 2018年８月　当社代表取締役社長就任（現任）	28,000株	149,600株
	【取締役候補者とした理由】 王伸氏は、当社の創業初期より、当社の取締役として当社事業運営に長く携わり、2018年8月に当社代表取締役社長に就任しています。これらを経て得られた経験と見識に基づき、取締役として当社の重要事項の決定等に十分な役割を果たすことができるため、取締役候補者としました。			
2	再任 武原（たけはら）　等（ひとし） （1958年10月8日生）	1993年１月　㈱アップルホテルズ（現㈱アップルワールド）取締役就任 2014年７月　㈱アップルワールド常務執行役員就任 2015年10月　当社（旧㈱エルモンテRVジャパン）代表取締役社長就任 2018年８月　当社取締役就任（現任）	一株	10,400株
	【取締役候補者とした理由】 武原等氏は、旅行業界及びキャンピングカーレンタル事業に長く携わり、㈱アップルワールド常務執行役員等を経て、2015年10月に当社（旧㈱エルモンテRVジャパン）代表取締役社長に就任し、2018年8月に当社の取締役に就任しています。これらを経て得られた経験と見識に基づき、取締役として当社の重要事項の決定、経営執行の監督に十分な役割を果たすことができるため、取締役候補者としました。			

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生 年 月 日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有株式数
(株)</th><th>新株予約権数
(株)</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>新任
弓場　肇
(ゆみば　はじめ)
(1978年3月10日生)</td><td>2004年 9 月　ベリングポイント㈱（現PwCコンサルティング合同会社）入社
2008年 2 月　SBIホールディングス㈱入社
2013年 2 月　アビームコンサルティング㈱入社
2015年 7 月　㈱アバント入社（現㈱アバントグループ）
2020年 1 月　㈱トレタ執行役員兼管理部長就任
2023年 7 月　当社管理部部長代理就任
2023年12月　当社執行役員CFO就任（現任）</td><td>一株</td><td>3,200株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
弓場肇氏は、大手企業の管理部門やコンサルティング会社において、経営管理や組織管理を数多く経験し、専門的な知見を有しており、当社入社後は管理本部長、執行役員を歴任しております。これらを経て得られた経験と見識に基づき、取締役として当社の重要事項の決定、経営執行の監督に十分な役割を果たすことができるため、取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>再任
古我知史
(こが　さとし)
(1959年3月9日生)</td><td>1993年 1 月　ウィルコムズ有限会社取締役就任（現任）
1998年 3 月　ウィルキャピタルマネジメント㈱代表取締役就任（現任）
2011年 3 月　㈱チームクールジャパン代表取締役就任（現任）
2018年 6 月　㈱セルム非常勤取締役就任（現任）
2018年 8 月　当社社外取締役就任（現任）
2019年 1 月　アリストテレスパートナーズ㈱代表取締役就任（現任）</td><td>94,200株</td><td>5,600株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
古我知史氏は、就任後６年４ヶ月にわたり当社の社外取締役として公正かつ客観的な立場からの適切な意見をいただいております。また、上場企業を含む複数の企業の役員経験があり、会社経営において豊富な知見と幅広い経験を有していることから、その知識・経験に基づいた当社の経営に対する監督・意見を期待し、社外取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生 年 月 日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有株式数
(株)</th><th>新株予約権数
(株)</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>再任
菅原（すがわら）　洋（ひろし）
(1970年3月13日生)</td><td>2006年 2 月　ウィルキャピタルマネジメント㈱ヴァイスプレジデント就任
2010年 6 月　大塚ホールディングス㈱社外監査役就任（現任）
2012年 6 月　大塚製薬㈱監査役就任（現任）
2013年10月　日本駐車場開発㈱社外取締役就任
2018年 8 月　当社社外取締役就任（現任）</td><td>47,400株</td><td>5,600株</td></tr>
<tr><td colspan="4">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
菅原洋氏は、 就任後６年４ヶ月にわたり 当社の社外取締役として公正かつ客観的な立場からの適切な意見をいただいております。また、他の上場会社の取締役及び監査役の経験があり、企業ガバナンスや事業開発等に関する幅広い見識を有していることから、その知識・ 経験に基づいた当社の経営に対する監督・ 意見を期待し、社外取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>再任
宇尾野（うおの）　彰大（あきひろ）
(1986年6月26日生)</td><td>2009年 4 月　㈱リクルート入社（人事を経験）
2012年12月　㈱リクルートマーケティングパートナーズへ転籍（人事、事業開発、経営企画等を経験）
2016年 3 月　㈱トライフォート入社（サービス開発部長）
2018年 4 月　㈱ユーザベース入社（HR Director）
2019年 5 月　合同会社事業人代表社員就任（現任）
2023年 4 月　㈱事業人代表取締役就任（現任）
2023年 7 月　当社社外取締役就任（現任）</td><td>一株</td><td>一株</td></tr>
<tr><td colspan="4">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
宇尾野彰大氏は、大手企業における人事部門の要職や、会社の代表取締役等を務め、人材育成、人材開発に対する専門的な知見及び深い経験を有していることから、これらの豊富な経験及び高度な知見に基づいた当社の経営に対する監督・意見を期待し、社外取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．王伸氏は、過去10年間において現在当社の親会社である㈱エアトリの業務執行者であったことがあります。なお、同氏の同社における過去10年間の地位及び担当については、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄に記載のとおりであります。
３．古我知史氏は社外取締役候補者であり、社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって６年４ヶ月です。
４．古我知史氏の所有株数には、同氏の資産管理会社であるウィルキャピタルマネジメント㈱及びウィルコムズ有限会社、並びに同氏が100%保有するクールジャパン投資事業有限責任組合の株式数が含まれております。
５．菅原洋氏は社外取締役候補者であり、社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって６年４ヶ月です。
６．宇尾野彰大氏は社外取締役候補者であり、社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって１年５ヶ月です。
７．当社は、古我知史氏、菅原洋氏、及び宇尾野彰大氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任をご承認いただいた場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
８．当社は、会社法第427条の第１項に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
９．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
10．上記取締役候補者の有する当社株式数及び新株予約権数は2024年11月19日現在のものであります。
11．上記取締役候補者の新株予約権数は、保有している新株予約権を行使した場合の株式数を記載しております。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役のうち宮川竜一氏は、本総会の終結の時をもって辞任により退任となりますので、補欠として監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)	新株予約権数 (株)
新任 三刀屋（みとや）　淳（あつし） (1966年1月11日生)	1992年10月　青山監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所 2018年 6 月　三刀屋公認会計士事務所所長（現任） 2019年 3 月　沖縄ケーブルネットワーク株式会社監査役（現任） 2022年 4 月　公立大学法人沖縄県立看護大学監事（現任）	一株	一株
【社外監査役候補者とした理由】 三刀屋淳氏は、長年監査法人に勤務し、近年では沖縄県那覇市で県の各委員会の委員を務められるなど、財務・会計のみならず地方自治体に関する様々なご経験やご知見を有していることから、これらの豊富な経験及び高度な知見に基づいた当社の経営に対する監督・意見を期待し、社外監査役候補者としました。			

(注) 1．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2．三刀屋淳氏は、社外監査役候補者であります。本議案において同氏の選任をご承認いただいた場合、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

3．三刀屋淳氏が監査役に選任された場合は、会社法第427条第１項に基づき、当社は同氏との間で同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額となる予定であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

4．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

以　上

事　業　報　告

（2023年10月 1 日から
2024年 9 月30日まで）

1．会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、訪日外国人数がコロナ禍前を超える水準に達し、宿泊・飲食サービス業等を中心にインバウンド市場が活性化しております。一方、継続的な為替の変動及び物価の高止まり、並びに高まる地政学的リスク等により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況において、当社モバイルネットワーク事業は広告宣伝活動を強化したこと等により、訪日外国人向けWi-Fiレンタルサービスは堅調に推移しました。また、当社の強みである外国人顧客基盤や外国人向けサービスのノウハウを活かし新規サービスの開発を進め、訪日外国人及び在留外国人の生活シーンの利便性向上や更なる収益機会の拡大に努めてまいりました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高2,333,695千円(前年同期比12.3%増)、営業利益179,954千円(前年同期比46.3%減)、経常利益179,293千円(前年同期比52.4%減)、当期純利益127,148千円(前年同期比49.5%減)となりました。

事業セグメント別の経営業績を示すと、次のとおりです。

なお、当事業年度より、セグメントを従来の「Wi-Fi事業」「ライフメディアテック事業」「キャンピングカー事業」から「モバイルネットワーク事業」「ライフメディアテック事業」「キャンピングカー事業」に変更しております。

① モバイルネットワーク事業

当事業では、Wi-Fiルーターのレンタルサービス、SIM・eSIMの販売・取次サービス、及びモバイルアクセサリーの販売を行っています。主に、訪日旅行客向けのWebサイト「Japan Wireless」、国内法人や海外旅行客向けのWebサイト「グロモバ」を運営しています。

当事業年度は、前事業年度と比較し訪日外国人及び出国日本人数の累計人数が好調に推移し増収となりました。一方で、マーケット環境の競争激化により広告宣伝費や販売手数料が増加となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,911,514千円(前年同期比4.8%増)、セグメント利益は186,187千円(前年同期比42.4%減）となりました。

② ライフメディアテック事業

当事業では、訪日・在留外国人向けに取次サービスを中心に行っています。主に、多言語で新幹線チケットの手配サービスを行う「Japan Bullet Train」、多言語で空港送迎を中心としたハイヤー会社への予約取次を行う「Airport Taxi」、在留外国人への海外渡航関連情報の提供、医療・検査等の手続サポート等業務を行う「Clinic Nearme」等を展開しています。

当事業年度は１月末にリリースをした新幹線チケット手配サービスが好調に推移しました。一方で、新サービス開発に係る人件費及び広告宣伝費が増加となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は316,342千円(前年同期比76.1%増)、セグメント損失は5,902千円(前年は20,962千円の利益）となりました。

③ キャンピングカー事業

キャンピングカー事業では、アウトバウンド取次（アメリカでキャンピングカーを借りる方への予約手配サービス）と国内レンタカー（日本国内でキャンピングカーを自社保有し訪日旅行者及び日本人顧客への貸出サービス）を展開しております。

当事業年度は、訪日外国人数増加の影響もあり堅調に推移しました。

その結果、当事業年度における売上高は102,413千円(前年同期比42.2%増)、セグメント損失は330千円(前年は8,678千円の損失）となりました。

事業セグメント別売上高

事　業　セ　グ　メ　ン　ト	売　上　高
モバイルネットワーク事業	1,911,514千円
ライフメディアテック事業	316,342千円
キャンピングカー事業	102,413千円
その他	3,425千円

（注）　上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は332,260千円で、主な投資はキャンピングカー事業におけるキャンピングカーの取得93,894千円、モバイルネットワーク事業の業務システムに係るソフトウエアの開発97,803千円、及びライフメディアテック事業の業務システムに係るソフトウェアの開発70,401千円となっております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社では下記の事項を対処すべき課題として捉え、対応に取り組んでまいります。

① モバイルネットワーク事業

競合参入等によりマーケティング環境の更なる悪化に伴うコスト増加リスクを課題と捉え、クロスセルを拡充してまいります。

② ライフメディアテック事業

新幹線・バスチケット手配サービスに次ぐ新規事業の開発にも邁進してまいります。

③ キャンピングカー事業

国内レンタルについては、収益の継続成長を目指し、マーケティング活動に注力してまいります。

④ 全社に関わる事項その他

ア）優秀な人材の確保

当社は、比較的少ない従業員で業務を推進しております。その核となる従業員は、高い専門性とプロフェッショナル精神が求められます。これらの能力を兼ね備えた人材の確保は、業務内容の拡大に伴って急務となっており、今後も人材の確保・育成を図ってまいります。

イ）システム技術・インフラの強化

当社の事業は、Webサイトによる商品の販売を行っております。購入者はインターネットを利用して様々なサイトを検索・閲覧しております。当社ではお客様に選ばれるサービスの提供と、そのサービスの魅力を伝えることを目的に、Webサイトの構築に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第６期 2021年９月期	第７期 2022年９月期	第８期 2023年９月期	第９期 2024年９月期
売上高	945,177千円	1,138,803千円	2,077,284千円	2,333,695千円
経常利益	122,709千円	130,594千円	376,735千円	179,293千円
当期純利益	95,965千円	96,914千円	252,021千円	127,148千円
１株当たり当期純利益	30.97 円	30.99 円	80.02 円	36.96 円
総資産	932,485千円	919,352千円	1,821,479千円	1,957,515千円
純資産	267,927千円	364,842千円	1,048,866千円	1,204,642千円

（注）1. １株当たり当期純利益は普通株式の期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 当社は2023年６月18日付で普通株式１株につき800株の株式分割を行っておりますが、第６期の期 首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社への出資比率	主要な事業内容
株式会社エアトリ	1,789,620千円	65.1％	オンライン旅行事業

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2024年9月30日現在）

当社は、訪日旅行客・日本在留外国人へのサービス提供を主として事業展開を行っております。事業セグメントは大きく分けて３つあり、訪日旅行客、海外旅行及び国内法人向けにモバイル機器のレンタル・販売を行うモバイルネットワーク事業、日本在留外国人及び訪日外国人に対して各種サポートを行うライフメディアテック事業、キャンピングカーのレンタルを行うキャンピングカー事業の３事業を主に展開しています。

事業セグメント	主要サービス
モバイルネットワーク事業	Wi-Fiルーターのレンタルサービス、SIM・eSIMの販売・取次サービス、及びモバイルアクセサリーの販売を行っています。主に、訪日旅行客向けのWebサイト「Japan Wireless」、国内法人や海外旅行客向けのWebサイト「グロモバ」を運営しています。
ライフメディアテック事業	訪日・在留外国人向けに取次サービスを中心に行っています。主に、多言語で新幹線チケットの手配サービスを行う「Japan Bullet Train」、多言語で空港送迎を中心としたハイヤー会社への予約取次を行う「Airport Taxi」、在留外国人への海外渡航関連情報の提供、医療・検査等の手続サポート等業務を行う「Clinic Nearme」等を展開しています。
キャンピングカー事業	アウトバウンド取次（アメリカでキャンピングカーを借りる方への予約手配サービス）と国内レンタカー（日本国内でキャンピングカーを保有し訪日旅行者及び日本人顧客への貸出サービス）を展開しています。

(8) 主要な営業所及び工場（2024年9月30日現在）

名称	所在地
本社	東京都港区新橋六丁目14番5号　SW新橋ビル4階
船橋営業所	千葉県船橋市山手一丁目2番7号

(9) 従業員の状況（2024年9月30日現在）

名称	従業員数	前期末比増減
本社	58名	―名
船橋営業所	3名	―

（注） 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者（パートタイマー、アルバイト）を除いております。

(10) 主要な借入先（2024年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	124,218千円
株式会社日本政策金融公庫	80,278千円

2．会社の株式に関する事項（2024年9月30日現在）

（1）発行可能株式総数　12,505,600株
（2）発行済株式の総数　3,449,600株
（3）株主数　1,970名
（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社エアトリ	2,247,200株	65.1%
広田証券株式会社	184,558株	5.4%
クールジャパン投資事業有限責任組合	87,000株	2.5%
菅原　洋	47,400株	1.4%
株式会社ＳＢＩ証券	29,800株	0.9%
王　伸	28,000株	0.8%
小池　克昌	18,000株	0.5%
中野　隆一	15,300株	0.4%
楽天証券株式会社	14,000株	0.4%
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	13,900株	0.4%

（5）その他株式に関する重要な事項
該当事項はございません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

ア　第１回新株予約権

2018年９月28日の株主総会及び2018年９月28日開催の取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額　払込を要しない

② 新株予約権の行使価額　１個につき340,800円

③ 新株予約権の行使条件

（ⅰ）新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、新株予約権を行使する時においても、当社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、当該地位にあった期間及びその功績を考慮して特に必要であると認められる場合は、取締役会の決議により、新株予約権の一部又は全部について、当該地位を喪失した後であっても新株予約権の行使を認めることができるものとする。

（ⅱ）本新株予約権者に法令、当社の定款若しくは当社の社内規則に違反する重大な行為があった場合（本新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、又は本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社の取締役会の決議により定める事由が生じた場合は、当該本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。

（ⅲ）相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

（ⅳ）本新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使に係る権利行使価額の合計が年間1,200万円を超えて、本新株予約権を行使することはできない。

（ⅴ）当社株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

（ⅵ）その他の行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

④ 新株予約権の行使期間　2020年10月１日から2028年９月27日まで

⑤　当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	200個	普通株式160,000株	2名
社外取締役	14個	普通株式11,200株	2名
監査役	0個	―	0名

（注）　2023年６月18日付で行った普通株式１株を800株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使価額」は調整されております。

イ　第５回新株予約権

2023年５月18日の株主総会及び2023年５月18日開催の取締役会決議による新株予約権

①　新株予約権の払込金額　払込を要しない

②　新株予約権の行使価額　株式公開時の公募価格

③　新株予約権の行使条件

（ⅰ）新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、新株予約権を行使する時においても、当社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、当該地位にあった期間及びその功績を考慮して特に必要であると認められる場合は、取締役会の決議により、新株予約権の一部又は全部について、当該地位を喪失した後であっても新株予約権の行使を認めることができるものとする。

（ⅱ）本新株予約権者に法令、当社の定款若しくは当社の社内規則に違反する重大な行為があった場合（本新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、又は本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社の取締役会の決議により定める事由が生じた場合は、当該本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。

（ⅲ）相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

（ⅳ）当社株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

（ⅴ）その他の行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

④　新株予約権の行使期間　2023年５月19日から2030年８月27日まで

⑤　当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	0個	―	0名
社外取締役	0個	―	0名
監査役	5個	普通株式4,000株	1名

（注）　2023年６月18日付で行った普通株式１株を800株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はございません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
王　　伸	代表取締役社長	―
武　原　　等	取締役	―
古　我　知　史	取締役	ウィルキャピタルマネジメント株式会社 代表取締役 ウィルコムズ有限会社 取締役 株式会社チームクールジャパン 代表取締役 株式会社セルム 非常勤取締役 アリストテレスパートナーズ株式会社 代表取締役
菅　原　　洋	取締役	大塚ホールディングス株式会社 社外監査役 大塚製薬株式会社 監査役
宇尾野　彰　大	取締役	合同会社事業人 代表社員 株式会社事業人 代表取締役
宮　川　竜　一	監査役（常勤）	―
生田目　　克	監査役	―
三　神　拓　也	監査役	三神拓也公認会計士事務所 代表

（注）1．取締役古我知史氏、菅原洋氏及び宇尾野彰大氏は、社外取締役であります。
2．監査役宮川竜一氏、生田目克氏及び三神拓也氏は、社外監査役であります。
3．当社は、取締役古我知史氏、菅原洋氏及び宇尾野彰大氏、監査役宮川竜一氏、生田目克氏及び三神拓也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役三神拓也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．原隆之氏は、2023年12月21日開催の第８回定時株主総会終結のときをもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その概要は、取締役の報酬は、従業員給与とのバランス、役員報酬の世間水準及び経営内容を参考にした適正な水準とすることを基本方針としています。当社の取締役の報酬は基本報酬のみで構成されており、基本報酬は、原則として月額固定報酬とし、役位、職責等に応じて、経済や社会の情勢、他社の動向等を踏まえ、役員報酬規程の定めに基づき、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、独立役員委員会の意見を踏まえて決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、2020年12月17日開催の取締役会において決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2018年９月28日開催の定時株主総会において年額３億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名です。監査役の報酬限度額は、2018年９月28日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は１名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長王伸が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は各取締役の基本報酬の額を当社の定める方針に基づき決定することであり、権限を委任した理由は、各取締役の評価を行うには当社全体の業績を俯瞰している代表取締役社長が最も適しているからであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	29,952 (4,200)	29,952 (4,200)	－ （　－　）	－ （　－　）	6 (3)
監査役 （うち社外監査役）	14,866 (14,866)	14,866 (14,866)	－ （　－　）	－ （　－　）	3 (3)

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

役　　職	氏　　名	兼職先及び兼職内容	当該他の法人等と当社との関係
社外取締役	古　我　知　史	ウィルキャピタルマネジメント株式会社 代表取締役	ウィルキャピタルマネジメント株式会社は、当社株主であります。
		ウィルコムズ有限会社 取締役	ウィルコムズ有限会社は、当社株主であります。
		株式会社チームクールジャパン 代表取締役	株式会社チームクールジャパンはクールジャパン投資事業有限責任組合の無限責任組合員であり、クールジャパン投資事業有限責任組合は当社株主であります。
		株式会社セルム 非常勤取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		アリストテレスパートナーズ株式会社 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	菅　原　　洋	大塚製薬株式会社 監査役	重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	宇尾野　彰　大	合同会社事業人 代表社員	重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社事業人 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	三　神　拓　也	三神拓也公認会計士事務所 代表	重要な取引その他の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社との関係

役　　職	氏　　名	兼職先及び兼職内容	当該他の法人等と当社との関係
社外取締役	菅　原　　洋	大塚ホールディングス株式会社 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	生田目　　克	株式会社アウトソーシング 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

役　　職	氏　　名	主な活動状況及び 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	古　我　知　史	当期開催の取締役会全てに出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者としての観点で必要な発言を行っております。
社外取締役	菅　原　　洋	当期開催の取締役会全てに出席し、議案審議等につき大会社及びグローバル企業の役員としての豊富な経験に基づく企業ガバナンスの観点やインバウンド事業に関する豊かな知見に基づき必要な発言を行っております。
社外取締役	宇尾野　彰　大	当期開催の取締役会全てに出席し、議案審議等につき、組織における人材育成等及び経営に関する専門的な知見及び深い経験に基づき必要な発言を行っております。

役　　職	氏　　名	主な活動状況及び 社外監査役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
常勤社外監査役	宮　川　竜　一	当期開催の取締役会、監査役会全てに出席し、常勤監査役として、また弁護士としての専門的な知見及び深い経験に基づき必要な発言を行っております。
社外監査役	生田目　　克	当期開催の取締役会、監査役会全てに出席し、大会社の役員として豊富な経験に基づく企業ガバナンスの観点に基づき必要な発言を行っております。
社外監査役	三　神　拓　也	当期開催の取締役会、監査役会全てに出席し、公認会計士としての専門的な立場から適宜必要な発言を行っております。

5．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

三優監査法人

（2）報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について相当であると認めたものであります。

（3）非監査業務の内容

当社は、三優監査法人に対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務について1,000千円の報酬を支払っております。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

６．会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、会社法第362条第５項の規定に基づき、同条第４項第６号並びに会社法施行規則第100条第１項及び第３項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

１　当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守を企業活動の前提と位置付け、全ての取締役及び使用人に対しコンプライアンス意識の周知徹底とこれに準拠した行動の実践を積極的に推進する。

コンプライアンス規程を制定し、全社的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、適時、取締役会及び監査役へ報告する。

また、当社は、取締役及び使用人へのコンプライアンス研修・啓発を定期的に実施していくとともに、内部通報制度を整備する。

コンプライアンスに関する内部監査あるいはモニタリングを実施する体制・仕組みを整備し運用する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

２　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は文書管理規程等に従い、文書又は電磁媒体に記録し保存する。

文書の保存、管理、廃棄は文書ごとに管理部門を定め、保存期限は文書管理規程による。

３　当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内の総合的なリスク管理を推進するため、リスク管理に必要な社内規則類やマニュアルを整備する。また、企業価値を毀損しかねない事態が発生した場合には、同委員会が速やかにその情報を集約し、取締役会に報告する。

機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行うため、その重要性及び取扱い方法の浸透・徹底を図るため研修及び啓発を実施する。

4　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は定款及び取締役会規則に基づき運営し、定時開催の他、必要に応じて臨時に開催する。

事業計画を定め、達成すべき目標を明確にし、定期的（月次、四半期、半期、年間）に進捗を確認の上、必要な対策や見直しを行う。

経営上及び業務執行上の重要事項について、適宜協議・検討を行う。

5　当社並びに親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するため、グループ間取引の適正性に配慮し、当社の利益を毀損しないよう、適宜取締役会による承認又は取締役会への報告を行うものとする。

6　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査職務を円滑に遂行するために適切な使用人を配置する。

7　第６項の当該使用人と取締役の独立性に関する事項

当該使用人と取締役の独立性を確保するために、監査役は当該使用人の人事について事前に報告を受け、必要に応じて変更を申し入れることができる。

8　第６項の当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき当該使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査が効率的に遂行できるよう協力する。

9　当社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。

10　第９項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように、適正な運用体制を整備する。

11　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

12　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が社内の重要な会議に出席する機会、取締役及び重要な使用人からヒアリングする機会を確保するとともに、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項やコンプライアンスに関する事項、内部監査の結果等を適時、監査役へ報告する。

取締役又は使用人は監査役規則に基づく監査活動が実効的に行われることに協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) の方針に基づき、監査役及び当社内部監査担当者を中心に内部統制システムが有効に機能する体制の構築をしております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元も重要な経営課題として認識しております。現在当社は成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元に繋がるものと考えております。将来的には各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案した上で株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

(注)　本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2024年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	845,827	流動負債	577,664
現金及び預金	609,973	買掛金	266,388
売掛金	141,995	１年内返済予定の長期借入金	39,558
商品	15,157	未払金	76,062
貯蔵品	8,636	未払費用	37,951
前払費用	35,958	未払法人税等	431
その他	34,105	契約負債	126,791
固定資産	1,111,687	預り金	10,289
有形固定資産	308,873	その他	20,191
建物(純額)	40,477	固定負債	175,208
構築物(純額)	328	長期借入金	164,938
車両運搬具(純額)	3,936	その他	10,270
工具器具及び備品(純額)	6,887	負債合計	752,872
レンタル資産(純額)	257,244	(純資産の部)	
無形固定資産	309,713	株主資本	1,204,642
ソフトウエア	212,087	資本金	351,630
商標権	748	資本剰余金	511,130
ソフトウエア仮勘定	96,878	資本準備金	420,380
投資その他の資産	493,100	その他資本剰余金	90,750
投資有価証券	29,980	利益剰余金	341,880
敷金	18,076	その他利益剰余金	341,880
差入保証金	431,128	繰越利益剰余金	341,880
繰延税金資産	13,549		
その他	365	純資産合計	1,204,642
資産合計	1,957,515	負債・純資産合計	1,957,515

損 益 計 算 書

（2023年10月 1 日から
2024年 9 月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,333,695**
売上原価		**924,705**
売上総利益		**1,408,989**
販売費及び一般管理費		**1,229,035**
営業利益		**179,954**
営業外収益		
受取利息及び配当金	65	
受取補償金	4,243	
為替差益	529	
その他	325	**5,163**
営業外費用		
支払利息	2,504	
補助金返納額	3,299	
その他	20	5,823
経常利益		**179,293**
特別損失		
固定資産除売却損	3,096	
減損損失	19,100	**22,196**
税引前当期純利益		**157,096**
法人税、住民税及び事業税	34,724	
法人税等調整額	△4,776	29,948
当期純利益		**127,148**

株主資本等変動計算書

（2023年10月 1 日から
2024年 9 月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	337,317	406,067	90,750	496,817
当期変動額				
新株の発行	14,313	14,313		14,313
当期純利益				
当期変動額合計	14,313	14,313	―	14,313
当期末残高	351,630	420,380	90,750	511,130

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	214,731	214,731	1,048,866	1,048,866
当期変動額				
新株の発行			28,627	28,627
当期純利益	127,148	127,148	127,148	127,148
当期変動額合計	127,148	127,148	155,775	155,775
当期末残高	341,880	341,880	1,204,642	1,204,642

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等　…… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、貯蔵品　…… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
構築物	10年
車両運搬具	15年
工具、器具及び備品	3～15年
レンタル資産	2～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウエア	3～5年
商標権	10年

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する、各事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点は、以下のとおりであります。

（1）レンタルに係る収益

レンタルに係る収益には、主にWi-Fi端末のレンタル、キャンピングカーのレンタルが含まれ、これらの取引は貸与期間に応じて履行義務が充足されると判断し、貸与期間に応じて収益を認識しております。

（2）サービスの取次に係る収益

サービスの取次に係る収益には、主に新幹線チケット手配サービスや空港送迎を中心としたハイヤー会社への予約取次業務が含まれ、サービス提供時点において、当社の履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建金銭債権債務 … 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示していた「商品」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

会計上の見積りに関する注記

（固定資産の減損）

1．当事業年度の計算書類に計上した金額

	貸借対照表計上額	減損損失計上額
有形固定資産	308,873千円	19,100千円
無形固定資産	309,713千円	―

2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は「モバイルネットワーク事業」、「ライフメディアテック事業」、「キャンピングカー事業」を営むために、Wi-Fi端末、キャンピングカー、及び取次業務に関連するシステムなどの資産を保有しております。原則として、当社のセグメント単位及び継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングをしております。各資産グループにおける営業損益の悪化が生じた場合に減損の兆候を識別しており、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い金額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された各資産グループの将来計画を基礎としており、将来の経営成績等が見積りと乖離した場合には、固定資産の評価に影響を与え、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額　　101,615千円

損益計算書に関する注記

（減損損失）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

1．減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
東京都	レンタル用Wi-Fi端末	レンタル資産

2．減損損失を認識するに至った経緯

将来の使用見込みがなくなったレンタル用Wi-Fi端末については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

3．減損損失の金額

レンタル資産	19,100千円
合計	19,100千円

4．資産グルーピングの方法

原則として当社のセグメント単位及び継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行い、遊休資産については当該資産単位でグルーピングしております。

5．回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を使用しております。正味売却価額については売却予定価格等により算定し、使用価値については将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算定しております。ただし上記資産については営業活動から生じる将来キャッシュ・フローがゼロであるため、回収可能価額をゼロとして、その帳簿価額の全額を減損処理しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1．当事業年度末の発行済株式の種類及び総数
　普通株式　3,449,600株

2．当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
　該当はございません。

3．配当に関する事項
（1）配当金支払額
　該当はございません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
　該当はございません。

4．当事業年度末の株式引受権に係る株式の種類及び総数
　該当はございません。

5．当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
　普通株式　232,000株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	16,904千円
資産除去債務	3,145千円
未確定債務	2,581千円
保険積立金	1,453千円
その他	413千円
繰延税金資産小計	24,497千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,457千円
評価性引当額小計	△8,457千円
繰延税金資産合計	16,040千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,490千円
繰延税金負債合計	△2,490千円
繰延税金資産純額	13,549千円

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入れにより調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

敷金は、本社及び各営業所の賃貸借契約に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、差入先、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、預り金は１年以内の支払期日であります。

借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で12年以内であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び差入保証金について、社内規程に従い、取引先及び差入先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況を把握 し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、銀行や証券会社より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

なお、取引残高・損益状況については、取締役会に定期的に報告することとしております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（※１）	204,496	200,033	△4,463
負債計	204,496	200,033	△4,463

（※１）長期借入金は、１年内返済予定の長期借入金を含みます。
（※２）「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
（※３）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券（非上場株式）	29,980
差入保証金	431,128
合計	461,108

「非上場株式」については、上記表中には含めておりません。
「差入保証金」は、取引保証金に関するもので返還の時期が決まっておらず、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることができないため、上記表中には含めておりません。

(注１）金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	609,973	―	―	―
売掛金	141,995	―	―	―
合計	751,968	―	―	―

差入保証金は、返還の時期が確定していないため、上記表中には記載しておりません。

（注２）長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	39,558	29,760	29,760	29,760	29,760	45,898
合計	39,558	29,760	29,760	29,760	29,760	45,898

収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注)	損益計算書 計上額
	モバイルネットワーク事業	ライフメディアテック事業	キャンピングカー事業	計		
売上高						
一時点で移転される財又はサービス	103,770	304,617	7,242	415,630	3,425	419,055
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,807,743	11,725	95,170	1,914,639	—	1,914,639
顧客との契約から生じる収益	1,911,514	316,342	102,413	2,330,270	3,425	2,333,695
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,911,514	316,342	102,413	2,330,270	3,425	2,333,695

（注）「その他」の区分は収益を獲得していない、又は付随的な収益を稼得するに過ぎない構成単位のものであります。

２．収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は以下のとおりです。

（単位：千円）

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	42,799
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	141,995
契約負債（期首残高）	170,161
契約負債（期末残高）	126,791

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上、「売掛金」に計上しており、契約資産はありません。

契約負債は主に、Wi-Fiレンタルサービス契約における顧客から受け取った履行義務充足前の前受金に関するものであります。契約負債の増減は、主として前受金の受け取り（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。なお、期首現在の契約負債残高は、概ね当事業年度の収益として認識しております。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	王　伸	当社 代表取締役社長	（被所有） 直接 0.8	新株予約権の行使（注）	11,928	―	―

（注）2018年９月28日の株主総会及び2018年９月28日開催の取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。また、取引金額欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産	349円21銭
１株当たり当期純利益	36円96銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月19日

株式会社インバウンドプラットフォーム
取締役会　御中

三優監査法人
東京事務所
指定社員
業務執行社員　公認会計士　米林　喜一
指定社員
業務執行社員　公認会計士　川村　啓文

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社インバウンドプラットフォームの2023年10月１日から2024年９月30日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第９期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月19日

株式会社インバウンドプラットフォーム　監査役会

常勤社外監査役　宮　川　竜　一㊞

社外監査役　生　田　目　克㊞

社外監査役　三　神　拓　也㊞

以　上

第９回定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝大門一丁目13番９号UD芝大門ビル
　　ビジョンセンターグランデ東京浜松町　12階　1201ルーム
TEL：080-3505-3163

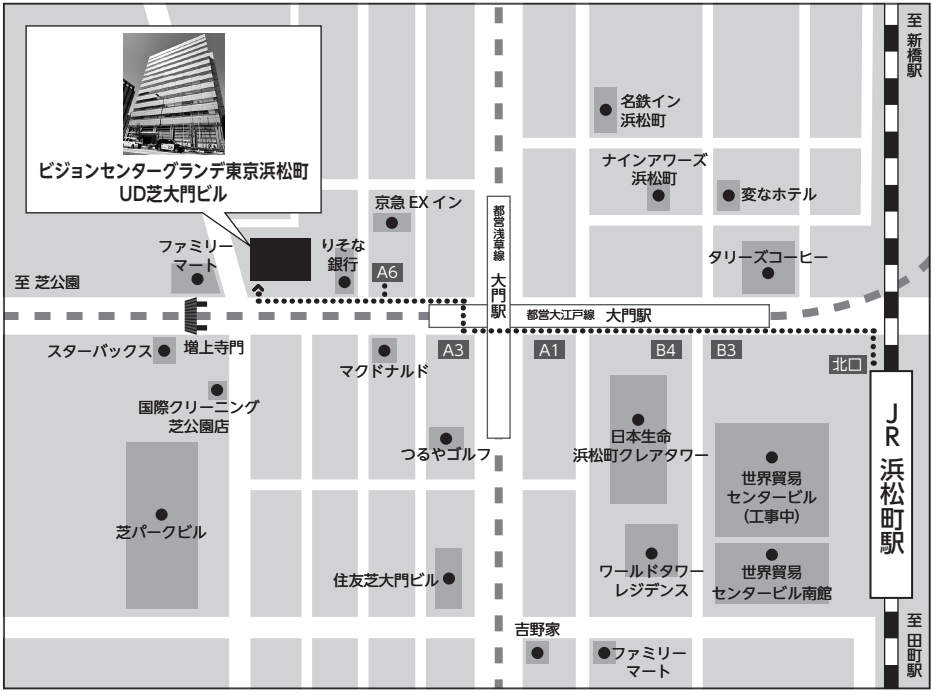

〔最寄り駅からのご案内〕
●JR山手線・京浜東北線「浜松町駅（北口）」徒歩４分
●都営大江戸線・浅草線「大門駅（A6出口）」徒歩１分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。